

官報

号外 平成十一年三月十二日

○第四百十五回 衆議院會議録 第十四号

平成十一年三月十二日(金曜日)

議事日程 第八号

平成十一年三月十二日

正午開議

第一 国立学校設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第二 特定公共電気通信システム開発関連技術
に関する研究開発の推進に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 通信・放送機構法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 国立学校設置法の一部を改正する法
律案(内閣提出)

日程第二 特定公共電気通信システム開発関連
技術に関する研究開発の推進に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 通信・放送機構法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

ものづくり基盤技術振興基本法案(参議院提出)
日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間に
おける後方支援、物品又は役務の相互の提供

平成十一年三月十二日 衆議院會議録第十四号

国立学校設置法の一部を改正する法律案
一部を改正する法律案外一案

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案

午後零時二分開議
○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きま
す。

日程第一 国立学校設置法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、国立学校設置
法の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。文教委員長小川元
君。

国立学校設置法の一部を改正する法律案及び同
報告書
(本号末尾に掲載)

(小川元君登壇)

○小川元君 ただいま議題となりました国立学校
設置法の一部を改正する法律案につきまして、文
教委員会における審査の経過及び結果を御報告申
上げます。

本案は、国立大学における教育研究体制の整備
を図るため、第一に、新潟大学及び鳥取大学に併
設されている三年制の医療技術短期大学部を廃止
して、それぞれの大学の医学部に統合するとも
に、新潟大学医療技術短期大学部は平成十五年度
に、鳥取大学医療技術短期大学部は平成十四年度
に、それぞれ、在学生の卒業をもって廃止するも
のであります。

第二に、昭和四十八年度以後に設置された国立
医科大学等に係る平成十一年度の職員の定員を定
めるものであります。

本案は、三月四日本委員会に付託され、翌五日
有馬文部大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日
質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもつ
て原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしま
した。

日程第二 特定公共電気通信システム開発関
連技術に関する研究開発の推進に関する法
律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 通信・放送機構法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、特定公共電気
通信システム開発関連技術に関する研究開発の推
進に関する法律の一部を改正する法律案、日程第
三、通信・放送機構法の一部を改正する法律案、
右両案を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。通信委員長中沢健次
君。

特定公共電気通信システム開発関連技術に関す
る研究開発の推進に関する法律の一部を改正
する法律案及び同報告書

通信・放送機構法の一部を改正する法律案及び

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に關する法律の一部を改正する法律案(日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に關する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結に關する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)の趣旨説明

同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中次健次君登壇〕

○中次健次君 たいま議題となりました両法案につきまして、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、特定公共電気通信システム開発関連技術に關する研究開発の推進に關する法律の一部を改正する法律案は、高度情報通信社会の構築に資するため、警察通信の安全を確保するための機能を有する電気通信システム、及び水火灾等の災害の状況を把握し、これらの災害による被害を予測するための機能を有する電気通信システムを、特定公共電気通信システムに追加しようとするものであります。

次に、通信・放送機構法の一部を改正する法律案は、通信・放送機構が行ういわゆる衛星管制業務の経営の自立化を図るため、当該業務の出資資格者から政府を除くこと等とするものであります。

両法律案は、去る三月九日本委員会に付託され、同月十日野田郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十一日質疑を行い、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○岸田文雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

参議院提出、ものづくり基盤技術振興基本法案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 岸田文雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

ものづくり基盤技術振興基本法案(参議院提出)

○議長(伊藤宗一郎君) ものづくり基盤技術振興基本法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長古賀正浩君。

ものづくり基盤技術振興基本法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔古賀正浩君登壇〕

○古賀正浩君 たいま議題となりましたものづくり基盤技術振興基本法案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国民経済に極めて重要な役割を果たす

ものづくり基盤技術について、その振興のための施策を総合かつ計画的に推進しようとするものでありまして、施策の基本理念及び実施すべき基本的施策等について定めるものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る三月十日当委員会に付託され、本日参議院経済・産業委員長から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に關する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結に關する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)の趣旨説明

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に關する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結に關する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、第百四十二回国

会、内閣提出、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に關する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結に關する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、第百四十二回国

会、内閣提出、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に關する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結に關する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)の趣旨説明

政府は、新たな日米防衛協力のための指針の実効性の確保のため、周辺事態、すなわち我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態が生じた際に活動する自衛隊と米軍との間の物品又は役務の相互の提供を行い得るようになるため、平成八年に締結した現行協定を改正する協定を締結することにつき、アメリカ合衆国政府との間で交渉を行いました。その結果、平成十年四月二十八日に、東京でこの協定に署名を行った次第であります。

この協定は、日米共同訓練、国際連合平和維持活動または人道的な国際救援活動に必要な物品又は役務の提供に關して現行協定が定める自衛隊と米軍との間の相互主義の原則に基づく枠組みを、周辺事態に際しても適用し得るようになるものであります。この協定により、自衛隊は、周辺事態において、関連の法律に従って米軍に対し物

○國務大臣(高村正彦君) 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に關する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定につき、その趣旨を説明申し上げます。

○國務大臣(高村正彦君) 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に關する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定につき、その趣旨を説明申し上げます。

○國務大臣(高村正彦君) 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に關する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定につき、その趣旨を説明申し上げます。

○國務大臣(高村正彦君) 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に關する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定につき、その趣旨を説明申し上げます。

○國務大臣(高村正彦君) 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に關する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定につき、その趣旨を説明申し上げます。

○國務大臣(高村正彦君) 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に關する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定につき、その趣旨を説明申し上げます。

品または役務を提供し、当該法律によって認められた自衛隊の活動に關し米軍から物品または役務を受領することができることとなります。

この協定により、周辺事態に際して活動する自衛隊と米軍との間の物品または役務の相互の提供の基本的条件が定められ、我が国の平和及び安全の維持に寄与することとなると考えます。

右を御勸案の上、この協定の締結について御承認を得られましよう、格別の御配慮を得たい次第でございます。(拍手)

○議長(伊藤家一郎君) 國務大臣野呂田芳成君。

(國務大臣野呂田芳成君登壇)

○國務大臣(野呂田芳成君) まず、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に關する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態、すなわち周辺事態に際しまして、当該事態に対応して我が国が実施する措置、その実施の手續その他の必要な事項を定めることを内容としております。

平成九年九月に日米安全保障協議委員会です承され、安全保障協議の了承を経て、閣議報告されました新たな日米防衛協力のための指針は、より効果的かつ信頼性のある日米防衛協力のための堅固な基礎を構築することを目的としており、同指針の実効性を確保することは、我が国の平和と安全を確保するための態勢の充実を図る上で重要であります。

このような観点から、平成九年九月二十九日の閣議決定において、指針の実効性を確保し、もって我が国の平和と安全を確保するための態勢の充実を図るため、法的側面を含め、政府全体として検討の上、必要な措置を適切に講ずることとされ、これを受けて、政府全体として鋭意検討してきたところであります。

本法律案は、こうした検討の結果を踏まえ、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して我が国が実施する措置等を定め、もって我が国の平和及び安全の確保に資することを目的として提案するものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、政府が、周辺事態に際して、適切かつ迅速に対応措置を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めること、対応措置の実施は武力による威嚇または武力の行使に当たるものであってはならないこと、及び関係行政機関の長は相互に協力すること等の対応の基本原則を定めております。

第二に、周辺事態に際して、一定の後方地域支援、後方地域捜索救助活動及び船舶検査活動を実施することが必要な場合には、閣議の決定により基本計画を定めることとしております。

第三に、自衛隊による後方地域支援としての物品及び役務の提供、後方地域捜索救助活動及び船舶検査活動の実施等を定めております。

第四に、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施することとしております。

第五に、関係行政機関の長は、地方公共団体の長その他の国以外の者に対し必要な協力を求めめたは依頼することができること、及びその協力により損失を受けた場合には、政府はその損失に關し必要な財政上の措置を講ずることとしております。

第六に、内閣総理大臣は、基本計画の決定または変更があったときは、その内容を遅滞なく国会に報告しなければならないこととしております。

第七に、後方地域捜索救助活動または船舶検査活動を行っている者の生命等を防護するために必要最小限度の武器の使用ができることとしております。

以上が、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に關する法律案の趣旨でございます。

次に、自衛隊法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

外国における緊急事態に際して防衛庁長官が行う在外邦人等の輸送について、平成八年來政府部内で進めてきた緊急事態対応策の検討結果を踏まえ、在外邦人の輸送体制の強化を図るため、また、新たな日米防衛協力のための指針において、周辺事態における日米間の協力の一つとして、非戦闘員を退避させるための活動が挙げられたことを受け、その実効性を確保するため、在外邦人等の輸送手段に船舶等を加えるとともに、輸送の職

務に従事する自衛官が、隊員及び輸送対象である邦人等の生命等の防護のための必要最小限の武器使用ができることとする必要がおります。

以上が、この法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、在外邦人等の輸送手段の追加でございます。

現行法においては、輸送手段は、まず、自衛隊法第百条の五第二項の規定により保有する航空機、すなわち政府専用機等であり、空港施設の状況等により、その他の輸送の用に主として供するための航空機も使用できることとされておりますが、これに加え、輸送の対象となる邦人の数等の事情に応じて、在外邦人等の輸送に適する船舶及び当該船舶に搭載された回転翼航空機を用いることができることとするものであります。

第二に、武器の使用に關する規定の新設でございます。

緊急事態が生じている外国において輸送の職務に従事する自衛官が、自己もしくは自己とともに当該職務に従事する隊員または保護のもとに入った当該輸送の対象である邦人等の生命等の防護のためやむを得ない場合に武器を使用することができるとするものであります。

以上が、自衛隊法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件(第四百二十二回国会、内閣提出)、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案(第四百二十二回国会、内閣提出)及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第四百二十二回国会、内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。玉沢徳一郎君。

(玉沢徳一郎君登壇)

○玉沢徳一郎君 私は、自由民主党を代表いたしましたして、ただいま趣旨説明のありましたガイドライン関連法案について質問いたします。

私は、現在、党において安全保障調査会長の任にあるものでありますが、日米安保体制の新時代を示すこの法案が、本日、国会において本格的に審議されるに当たり、まさに感無量の心境であります。

顧みますと、日米安保条約改定が議題となりました一九六〇年当時、私は一人の学生でありました。条約改定をめぐって、国論が割れ、激しく反対運動が展開され、国会は連日デモの渦に取り囲まれたのであります。

当時は、安保改定によって日本が戦争に巻き込まれる、非武装中立の道をとってこそ日本の平和が確立されるという主張が多くをなしておりました。これに對し、私は、東西両陣營の対立の中

で、みずからの国を守る手だてを講ずることなしに、日本の平和を守ることができると、自由と民主主義を標榜する国々が、協力し合つて地域の安全保障の体制を確立することが、より現実的に日本の平和と安全を守ることになるという考え方に立ちまゝして、多くの学生諸君に呼びかけ、日米安保改定賛成の運動を行ったのであります。

この運動の中で、志をともにし、頑張り抜いた一人の学生がおりました。若き日の小淵総理、あなたであります。(拍手)

あれからもうすぐ四十年にならうとしております。厳しい東西冷戦も終結を遂げ、我が国は、幸いに今日まで、一度たりとも戦争に巻き込まれることなく、平和と繁栄を確保してまいりました。

総理、私たちの若きあのときの信念と行動は、決して間違つていなかったと考えております。日米安保条約が果たしてきた今日までの役割についての総理の率直な評価を、まずお伺いいたしたいと存じます。

さて、冷戦終結後の国際情勢は大きく変化いたしました。世界的な規模の武力衝突が起こる可能性は少なくなりましたが、宗教上や民族上の問題等に起因する地域紛争が多発いたしております。これからは、これらの地域紛争の発生を抑え、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散を防ぐことによりまして、世界の平和を確立していくことが要請をされております。

以下、私は、関連法案に對し、五点について考察方を述べさせていただきます。関係閣僚より御所見を承りたいと存じます。

まず第一点は、周辺事態が生起する地域の範囲

について、特定の国や地域の名前を挙げて明確に説明すべきであるとの声がありますが、特定の国や地域の名前を挙げて仮定の事態について論じようとするのは、かえつて周辺国に要らぬ誤解と不信を招きかねないことと存じますが、この点について、外務大臣の御見解をお伺いいたしたいと存じます。

第二点は、周辺事態に對し、我が国は米軍に後方地域支援を実施することとされております。冷戦終結後に発生する紛争は、地域紛争に限られてくるのが現状であり、これらは限定された地域において行われるという実情を見ますと、我が国周辺の地域がすべて戦闘地域となることは考えられません。総理大臣及び防衛庁長官が後方地域を合理的に判断し、そこで米軍に對して支援を行うことは当然可能であると考えますが、防衛庁長官の御見解をお伺いいたします。

第三点は、船舶検査活動に關しまして、世界の平和と安定を乱す国家に對して実効性ある措置をとることは、国際社会の責任ある一員としては当然の責務であります。ただし、こうした措置は、我が国一国のみが実施した場合、かえつて対象国との紛争を招きかねません。よつて、国際社会と協調して行う必要があり、そのためにも関連安保理決議を趣旨とすることが不可欠と考えますが、外務大臣並びに防衛庁長官の御見解をお伺いいたしたいと存じます。

第四点は、本法案に關連する新ガイドラインに對しては、我が国に對する武力攻撃に際しての対処行動についても記述しております。特に、弾道ミサイル等への効果的な日米間の防衛態勢を構築し、国民の不安解消に努めることは、緊急の課題

であると考えます。そこで、弾道ミサイルによる攻撃に對して、その抑止という観点から現在どのような検討がなされているのか、防衛庁長官にお伺いいたします。

朝鮮半島では、現在も、南北合わせて百五十万人を超える兵力が對峙し、引き続き緊張が続く中で、核開発疑惑に加え、テポドン等の発射や潜水艦侵入事件などが発生するなど、今後の情勢が懸念されます。現在、事態打開のため、米朝間で真剣な協議が続けられておりますが、私は、抑止と對話の両立こそが、問題解決をなし得る最良の道であると信じて疑いません。我が国としては、抑止体制の整備とともに、いかなるときも對話の窓口を開き、平和的解決を図るといふ基本姿勢を堅持すべきであると考えます。

ガイドラインにおきましても、日米両国政府は周辺事態が発生することのないよう外交上のあらゆる努力を払うことを明記しておりますが、最後に、総理から、外交努力にかける決意のほどをお聞かせ願いたいと存じます。

激動と苦難の二十世紀を乗り越えて、二十一世紀が人類にとって平和と幸せの時代として迎えられるよう、本日を機に、これから国会を挙げ、真摯で精力的な審議がなされますようここに熱望いたしましたして、私の代表質問とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)
○内閣総理大臣(小淵恵三君) 玉沢徳一郎議員にお答え申し上げます。
日米安保条約の役割についてお尋ねがありました。

日米安保条約の役割についてお尋ねがありました。

日米同盟関係の中核であります日米安保条約は、過去四十年間、我が国に平和と繁栄をもたらしただけでなく、アジア太平洋における安定と発展のための基本的な枠組みとして、有効に機能してきたと評価いたしております。このようない日米安保条約の役割は国民の大多数により支持されていると考えておられます。政府といたしましては、今後とも、日米安保体制の堅持を安全保障政策の重要な柱の一つとして維持していく考えであります。

我が国の外交努力について、最後にお尋ねがありました。

我が国を取り巻く国際情勢には、依然として不安定性、不確実性が存在しております。政府といたしましては、日米安保体制の堅持及び適切な防衛力の整備とともに、域内の信頼醸成のための安保対話や、防衛交流の進展等を通じて我が国を取り巻く安全保障環境の安定化が重要であると考えております。そのためにも、玉沢議員が指摘をされたとおり、種々の外交努力を行うべきであり、このような努力を今後とも継続してまいりたい決意で臨みたいと思っております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたさせます。(拍手)

〔国務大臣高村正彦君登壇〕

○国務大臣(高村正彦君) 周辺事態についてのお尋ねであります。周辺事態とは、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態であつて、ある事態が周辺事態に該当するか否かは、その事態の規模、態様等を総合的に勘案して判断するものであり、その生起する地域をあらかじめ地理的に特定することはできません。したがって、ある特定

の地域における事態につき、あらかじめこれが周辺事態に当たると否かを判断することは不可能であります。この点については、これまででも繰り返し説明し、明らかにしているとおりでございませぬ。

船舶検査活動についてのお尋ねであります。周辺事態において、経済制裁の実効性を確保するための船舶検査が必要となることも想定され、その際には、国連安保理決議という根拠があることが有益であることから、国連安保理決議の存在が前提となっているわけでございませぬ。

政府といたしましては、現在、国会に提出されている周辺事態安全確保法案等が、国会での審議を経て、早期に成立または承認されることを強く期待しております。(拍手)

〔国務大臣野呂田芳成君登壇〕

○国務大臣(野呂田芳成君) 後方地域支援についてのお尋ねであります。周辺事態安全確保法案に基づき後方地域支援は、後方地域において実施されることとなるわけであります。御指摘のとおり、防衛庁長官は、軍事的な常識を踏まえつつ、自衛隊、外務省及び米軍の情報等を総合的に分析することによって、その実施区域を合理的に判断し、内閣総理大臣がこれを承認することとなります。したがって、周辺事態に際して、十分に実効性のある支援を行っていくことは可能であると考えております。

船舶検査活動についてのお尋ねであります。周辺事態安全確保法案に規定される船舶検査活動は、周辺事態に際して、国連安保理決議に基づく経済制裁の実効性の確保への寄与が、我が国の平和と安全の確保にも資するとの観点から実施する

ものであります。

政府としては、かかる活動を我が国が行う場合には、安保理決議という根拠があることが有益であると考慮しており、国連安保理決議に基づく船舶検査活動を含めた形で、現在、国会に提出されている周辺事態安全確保法案が国会で審議され、早期に成立することを強く期待しております。

弾道ミサイル攻撃に対する検討についてのお尋ねであります。弾道ミサイル防衛、BMDについては、我が国防衛政策上の重要な課題であり、政府として平成十一年度から、海上配備型上層システム、NTWDであります。を対象とした日米共同技術研究に着手することを決定し、平成十一年度予算において、その経費として約九億六千万を計上したところであります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 畑英次郎君。

〔畑英次郎君登壇〕

○畑英次郎君 私、民主党を代表して、ただいま趣旨説明のありましたガイドライン関連三法案について、小淵総理に質問をいたします。

我々民主党は、憲法及び日米安保条約の枠内でガイドラインを主体的に運用することは、我が国の安全保障上極めて有意義であり、そのための法整備が必要であるという基本認識に立っております。しかしながら、政府提出のガイドライン関連法案は重大な欠陥を持っておりと言わざるを得ません。また、法案の詳細や運用、その前提となる安全保障戦略については、政府はこれまでほとんど答弁を行ってまいっておりませぬ。

以下、政府の外交安全保障政策と法案の重大な問題点を指摘し、総理の明確な答弁を要求いたします。

ます。

政府の周辺事態安全確保法案は、周辺事態を我が国周辺の地域における我が国の平和と安全に重大な影響を与える事態と定義しております。しかし、これだけでは周辺事態が無限に広がり、米軍を支援する自衛隊の活動範囲も、米軍とともに世界じゅうに広がる懸念さえあります。

本法案の根拠を一九九六年四月の日米共同宣言に求めるとすれば、日米防衛協力がアジア太平洋地域全域に広がることさえ意味しかねません。我々は、周辺事態は、日米安保条約が想定する範囲内で起こった、日本の平和と安全に重大な影響を与える事態であるべきと考えております。

また、ガイドラインには、公海上における対米後方支援など、日米安保条約を無視して広義に解釈しても、届かない措置が含まれております。要するに、日本が新ガイドラインによって、何をどこまで米軍に協力できると考えるのが非常にあいまいであります。

さらに、冷戦後の日本の外交戦略を国民にも世界にも提示していないために、このままでは日本はますます米軍の歯車になってしまいかねないという懸念が静かに広がっていることも指摘しておかなければなりません。

こうした不安を解消するため、総理から、一つ、冷戦後の日本の外交安保戦略は日米安保堅持プラスアルファのものを持っているかどうか。一つ、我が国領土への大規模直接侵襲の脅威が大幅に低下した中で、なぜ今ガイドラインなのか。一つ、ガイドラインと一九六〇年に締結された日米安保条約との関係はどうなっているのかという、三つの重要な国民の問いかけに率直にお答えをお

日本国とアメリカ合衆国との間の平和と繁栄を促進する日米安保条約の目的は、我が国の平和と安全を確保することにある。この目的を達成するために、我が国は必要に応じて自衛隊を維持し、これを運用する。また、我が国は必要に応じて自衛隊を海外に展開し、これを運用する。この目的を達成するために、我が国は必要に応じて自衛隊を海外に展開し、これを運用する。

願ひ申し上げます。

また、条約上の義務とそれ以外のものとは明確に区別しておくことが重要であり、ガイドラインに、日米安保条約及びその関連取り決めに直接的根拠を置かないものがあるなら、それを明確に示すことを整理に求めます。

なお、周辺事態安全確保法案は、米軍が全く活動していない場合に、自衛隊が単独で後方地域捜索救助活動や船舶検査活動を行える余地を残しておきます。このことは、本法案が日米安保の目的の枠内にさえおさまっていないことを示すものであります。総理の見解をお示しください。

次に、基本計画に対する国会の関与のあり方について質問いたします。

政府提出法案は、周辺事態に必要となる措置を規定する基本計画を閣議決定事項とし、国会には報告で足りるといたしております。その理由として、政府は、周辺事態において我が国が行う措置は武力行使を伴うものではなく、国民の権利義務に直接関係がないと説明してまいりました。

しかし、本法案が前提としていっているいわゆる前方と後方の区分も明確なものではありませんし、日米間で合意したガイドラインの英文も、直訳すれば、周辺事態が日本に対する武力攻撃に発展することがあり得ることを日米両国政府が認識していることも述べておるところであります。さらに、法案第九条の規定する自治体、民間の協力については、防衛庁長官から、協力をするのが常識だという旨の答弁も行われており、周辺事態が国民の権利義務に重大な影響を与えることは、明々白々の事態であります。

もしも政府が周辺事態は大した事態ではないと

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件等の趣旨説明に対する畑英次郎君の質疑

国民を安心させたいと考えているのなら、それは大変無責任、危険な態度であります。むしろ、周辺事態の性格の重大さを国民に十分説明し、それでも日本の安全のために必要な場合に限り米軍への協力を、国民にも協力を呼びかけることこそが、責任ある政治家の態度とお考えになりませんか。

我々は、こうした周辺事態の性格の重大さに加え、シビリアンコントロールの強化、徹底を図ることや、自衛官の立場にとっても、国民的合意が明確に示された上で行動する方が士気が上がることも考慮し、基本計画を国会承認事項とすることを強く求めます。(拍手)

国会承認に当たっては、事後承認は緊急を要する場合に限定し、あくまで事前承認を原則とすべきであります。また、一度決定された基本計画を、その後の事態の進展に応じて整合性を図るためにも、内閣だけでなく、国会が一定の期間経過後に基本計画の内容を事実上見直すことのできる仕組みを取り入れるべきと考えます。政府は、国会承認は迅速な決定になじまないと懸念しているようであり、日本有事の際の防衛出動を定めた自衛隊法第七十六条も国会承認を条件としており、その批判は当たりません。

総理、まず、周辺事態と武力行使の関係及び周辺事態と国民生活とのかわり合いについて御自身の見解を明らかにした上で、我々の求める国会承認についての御見解をお示しください。

次に、後方地域支援と武力行使の関係について質問します。

後方地域支援は、戦闘行為が行われていない後方地域でそれ自体が武力行使に該当しないものを

行うものであるから、憲法上認められているという従来の政府の説明は、憲法違反でないことしかやらないから憲法違反にはなりませんと言っているようなものであって、意味を持ちません。例えば、幾ら日本側が戦闘行為の行われない地域だと主張したところで、ミサイルが一発飛んでくれば、そこは戦闘区域になってしまいます。

本法案の想定する自衛隊等の活動区域が相当期間にわたって後方であり続けるという保証は非常に難しいものではありませんか。また、武装兵士や武器弾薬の輸送が米軍の戦闘行為と一体化していかないと考えることについても、国民皆兵にはびんとできませんし、なかなか理解のしがたいところであります。

以上の点について、総理の明快な説明を求めます。

また、周辺事態法や自衛隊法第九十五条によって規定されている周辺事態における武器使用が武力行使または武力による威嚇とならない理由の説明を求めます。

この点に関し、従来の政府統一見解は、自己保存のためのいわば自然権的権利というべき最小限の武器使用は武力行使には当たらないとしております。一方で、周辺事態や邦人救出の際に想定される武器使用には、部隊としての重火器の使用も含まれており、従来の統一見解で説明することに無理があるばかりか、いわゆる応戦に当たるとそれさえ指摘ができます。従来の統一見解変更の可能性も含め、明快な答弁を要求いたします。

周辺事態法第九条は、自治体や民間の協力を規定しておりますが、国民は周辺事態において依頼される協力内容について、具体的なイメージを持

てないまま、漠然とした不安にとらわれております。周辺事態において政府が自治体、民間に協力依頼し得る項目を明示し、あわせて、米軍への便宜供与が自治体住民の利害と相反する場合に、どのように対処するかという基本的考え方や、当該協力によって自治体、民間に損失が生じた際の補償に関する原則をより具体的に、的確にお示しください。

以上、私が指摘いたしました問題点はごく一部にすぎません。冒頭でも述べましたが、我々は、日本自身の平和と安全を守るために、我が国の主体性に基づいて日米防衛協力の実効性を高めることの意義なり重要性は、その認識において、人後に落ちるものではありません。しかしながら、国民の十分な理解、納得のいかないままの日米協力は、ガラスのようにもろいものであり、砂上の楼閣の姿と言わざるを得ません。

そうした事態を招かないためにも、我々は、ガイドライン関連法案について、広範にわたり徹底的な、慎重な審議を強く求めて、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 畑英次郎議員にお答え申し上げます。

まず、我が国の外交安保戦略についてお尋ねがありました。

我が国は、日米安保体制の堅持とともに、域内の信頼醸成のための安保対話や、域内協力の進展等を通じて我が国を取り巻く安全保障の安定化が極めて重要と考えております。かかる観点から、ASEAN地域フォーラム等の多国間の枠組みや、域内各国との二国間の安保対話、防衛交流に

しかしながら、国民の目から見ると、これらの国会論議は極めてわかりにくいものと言わざるを得ません。その最大の理由は、冷戦後のアジア太平洋地域において、より堅固な平和の構造をどのように構築していくのか、そしてまた、日本の安全保障のあり方そのものをどうすればよいかという基本的な問いかけに対して、日本をとるべき平和戦略のビジョンや全体像を示すことなく、個別的、部分的、専門的な議論だけに終始しているからではないでしょうか。

また、政府の姿勢が、米国の要求にどう対応するのかというだけの、従来の受動的な日米関係のパターンから少しも脱しておらず、日本として、どう主体的にアジア太平洋地域における平和の構造の構築にかかわっていくのかという、構想力や意思が全く感じられません。また、幅広く国民に理解を求め、国民的合意を形成しているという真摯な努力が欠けているからではないでしょうか。

そのため、ガイドライン関連法案については、国内的にも国際的にも着しくアカウンタピリティーが欠如しており、いたずらに不安と疑心暗鬼を助長するという面も否定できません。政府には、ぜひともアカウンタピリティーを向上させる努力を強く望むものであります。

また、従来の我が國の安全保障論議は、常に國論が分裂し、イデオロギイ的に偏向したり、現実を直視せず、不毛な論争を繰り返してきたという不幸な歴史があります。九〇年代に入って、冷戦構造の崩壊や湾岸危機、PKOへの参加等の経験を経て、従来より一味も二味も違った、現実的かつ建設的な安全保障論議が行われてしかるべし

と考えます。

今国会においては、与野党ともに二十一世紀のアジア太平洋地域と日本の将来を見据え、地域の諸国、諸民族の共生と繁栄の前提条件である永続的な平和の確立に向けて、現実的な基盤に立つた、幅広くかつ慎重な安全保障論議が行われることを強く望みたいと思ひます。(拍手)

そこで、まず総理にお伺いいたします。

冷戦後のアジア太平洋地域における総理の国際情勢の基本認識はいかなるものか、そして日本をとるべき平和戦略とはいかなるものであるべきか。また、その中で、ガイドライン関連諸法案の整備はいかなる位置づけになるのか、そして、なぜ今それが必要なかということについて、わかりやすく説明していただきたいと思ひます。

目下のところ、東アジアにおいては朝鮮半島情勢、とりわけ核開発やミサイル開発を進める北朝鮮をめぐる情勢が、最大の焦点の一つとなっております。

米国は、従来、北朝鮮に対していわゆる関与政策を進めてきていますが、伝えられるところによると、ペリー前国防長官を中心に北朝鮮政策の見直しを進めている由であり、また、金大中韓国大統領は太陽政策を推進しております。総理は既にペリー調整官と会談し、さらに十九日から訪韓する予定と聞いておりますが、日本としてどのような北朝鮮政策、外交を推進しようと考えているのか、お伺いいたします。

次に、新ガイドライン関連法案についての近隣諸國の反応について伺います。

平和憲法のもと、海外派兵は行わず、自衛目的以外には武力を行使しないという我が國の方針

は、近隣諸國は言うに及ばず、世界各國にも定着してまいりました。

しかしながら、新ガイドライン策定を機に、一部の國からは、我が國の安全保障政策を懸念する声が聞こえるようになりました。中国に加え、最近ではロシアからも、ロシアを含めて第三國の領土を周辺事態の適用範囲に含めることは認められないとの懸念が表明されております。これ以外にも、懸念を表明している國はあのかどうか、また、これらの懸念に対し政府はどのように対処しようとしているのか、総理の御見解を伺います。

続いて、個別的問題についてお伺いいたします。

まず、周辺事態の概念についてであります。政府は、周辺事態法案の第一条において、我が國周辺の地域における我が國の平和及び安全に重要な影響を与える事態との定義を行っております。政府は、さらにこの概念について、従来より、地理的な概念ではなく、事態の性質に着目した概念であるとの説明を行ってまいりましたが、途中から、あらかじめ一定の地域を明示するような意味での地理的概念ではないが、地理的要素を全く含まないと言っているわけではないと変わってまいりました。率直に言って、一体何のことを言っているのか、理解しがたい概念と言わざるを得ません。

そもそも、地理的用語である周辺という言葉を使っているのに、地理的概念ではないと否定することは、矛盾も甚だしく、まことに不適切な言語の使用と言わざるを得ません。このような不適切な言語の使用が、無用な誤解と混乱を招いているのではないのでしょうか。もし政府の説明を矛盾

なく表現するネーミングを行おうとするならば、周辺事態ではなく、例えば重要事態とか緊急事態とかいった用語を使うべきと考えますが、総理の見解を伺います。

また、周辺事態の定義についても、我が國の平和及び安全に影響を与える重要な事態と、極めて一般的なものであり、解釈する人の主観によって大きな開きが出てくる可能性があり、いかようにも拡大解釈が可能な定義であると言えます。これでは、国内的にも近隣諸國に対しても、無用な疑念を与えることになるのではないのでしょうか。我が國の領土以外での自衛隊の出動にかかわる問題である以上は、認定基準や認定理由をより明確にする必要があると考えますが、総理の御見解を伺います。

また、平和憲法を遵守する意味においても、さらに、アジア近隣諸國の懸念を消し去る意味においても、自衛隊の海外派兵は行わないとの意思を、内外ともに改めて明確にする必要があると思います。そのためには、自衛隊の活動を日米安保条約の枠内とすることを周辺事態法案に明記する必要があると思ひますが、総理の御見解を伺います。

次に、周辺事態に際して、国会の関与のあり方についても総理の御見解を求めます。

国会の関与については、周辺事態法案の第十条で、内閣総理大臣は、基本計画の決定または変更があったときは、その内容を遅滞なく国会に報告しなければならないとしているのみであります。自衛隊の防衛出動あるいは治安出動については自衛隊法の第七十六条及び七十八条で、また、いわゆるPKF業務を行うための海外派遣の際にはPKO法の第六条で、いずれも国会の事前または事

後の承認が必要とされています。

我が国の平和と安全に重要な影響を与える事
態、すなわち、我が国に対する武力攻撃にも発展
する可能性がある事態、または我が国に直接被害
を及ぼす可能性がある事態において自衛隊の活動
を認めるに際し、国会の行政府に対する民主的コ
ントロールはぜひとも必要であり、国会の承認
は、自衛隊法第七十六條及び七十八條並びにPK
O法第六條との整合性からいっても、当然必要で
あると考えますが、総理の御見解を伺います。

次に、周辺事態において自衛隊が戦闘に巻き込
まれる可能性の有無について伺います。

自衛隊の米軍に対する支援が法案に言う後方地
域支援であるとはいえ、関係国からは、武力行使
を行っている米軍の兵たんを自衛隊が担い、この
ことから、我が国も交戦国であると見られないか
と懸念されます。国際法上、兵たんを担っている
国は交戦国であると考えられないのか。そして、
兵たんを担っていることを理由に、軍事攻撃を行
う根拠を与えることにならないのか。また、周辺
事態において米軍に対し武器弾薬、兵員等の輸送
を行うという事は、兵たんを担うとは言えない
のか。外務大臣の御見解を伺います。

次に、物品役務の相互提供の実績について伺い
ます。

新ガイドラインとの関連において、現行ACS
Aの改正協定の承認が求められております。現行
ACSAの発効以来二年半が経過しておりますが、
これまでいかなる物品または役務が相互に提
供されたのか、その実績について、また、今改正
でACSAに関する米軍の要望は満たされること
になるのかどうか、今後新たな改正の余地がある

のかどうか、防衛庁長官に伺います。

最後に、地方自治体や民間の協力について伺
います。

まず、協力要請を断った自治体への制裁の有無
についてです。今までの政府答弁からは、協力要
請を断った自治体に対しては、積極的ではなくとも
何らかの制裁を科すことを視野に入れていま
す。受け取ることも可能です。政府としてはこの点
をどのように考えているのか、総理の見解を伺
います。

また、政府は、二月の初めに、具体的な協力内
容として十項目を例示する文書を、米軍基地のあ
る地方自治体等に示しております。しかしなが
ら、これをもって十分な措置であるとは言いがた
いことは政府も認めるところであります。

我が国の平和と安全を全うすることを眼目に、
的確に迅速な協力を得るためには、要請する協力
内容はできる限り具体的に明確なものとすると同
時に、地方自治体や民間との十分な対話を重ね、
理解を得ながら作業を進めていくという姿勢が政
府には強く求められるものであります。今後い
かなる方策をとらうとしているのか、総理の御見
解を伺います。

以上、基本的な問題に絞って質問いたしました
が、重ねて政府の明快な答弁を求め、私の質問を
終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君) 遠藤乙彦議員にお
答え申し上げます。

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 遠藤乙彦議員にお
答え申し上げます。
まず、国際情勢に対する認識と我が国の戦略に
ついて、お尋ねがございました。
冷戦後もアジア太平洋地域には依然として不安

定、不確実な要素が存在していると考えます。こ
のような状況におきまして、我が国は、日米安保
体制を堅持し、節度ある防衛力の整備に努めると
ともに、我が国を取り巻く国際環境の安定の確保
のための外交努力を行うことを安全保障政策の基
本といたしておりました。今後ともこれを堅持し
てまいりたいと考えます。

日米防衛協力のための新関連法案の位置づけ、
及び同法案の必要性についてのお尋ねでありま
す。
冷戦終結後も依然として不安定性と不確実性が
存在する中で、我が国の平和及び安全に重要な影
響を与えます周辺事態に際する日米協力の枠組み
を構築しておくことの重要性は、論をまちませ
ん。このような日米協力の枠組みとして、本法案
は、日米安保条約に基づく日米安保体制のより効
果的な運用を確保し、我が国に対する武力攻撃の
発生等を抑止することに資するものであると考え
ます。政府といたしましては、これらが早期に成
立または承認されることを強く願っております。

次に、北朝鮮政策についてのお尋ねがございま
した。

私は、北朝鮮問題につきましては、先日訪日を
いたしましたベリ―北朝鮮政策調整官と意見交換
を行い、また、近く韓国を訪問し、金大中大統領
ともこの問題につきまして話し合いたいと思つて
おります。

政府といたしましては、今後とも、米国及び韓
国と緊密に連携しつつ、ミサイルや核施設懸念に
関する北朝鮮をめぐる国際的な懸念の解消や、日
朝間の懸案の解決に努めてまいりたいと思いま

す。また、北朝鮮がこれらの問題に建設的な対応
を示すならば、我が国としては、対話と交流を通
じ関係改善を図る用意があることは、申し述べて
おるところであります。

次に、新たな日米防衛協力のための指針への周
辺諸国の反応についてのお尋ねがありました。
新指針につきましては、中国とロシアに対しま
して、江沢民主席やイワノフ外相の訪日等、累次
の機会に説明を行ってまいりましたところございま
す。このほかに懸念を表明している国があるとは
特に承知をいたしておりませんが、政府として
は、今後とも、関心を有する諸国に対し、必要に
応じ十分説明を行っていく所存でございます。な
お、北朝鮮は一貫して指針関連法整備を非難して
おると承知をいたしております。

周辺事態についてのお尋ねがありました。我が
国の平和と安全に重要な影響を与えます周辺事態
は、その規模、態様等を総合的に勘案して判断す
るものであり、その生起する地域をあらかじめ地
理的に特定することはできないという意味で、地
理的概念ではありません。

この点につきまして、これまで繰り返し説明
し、明らかにいたしておるところでございます。ま
して、周辺事態という用語につきましては、先ほど
重要あるいは緊急というお話がございましたが、
これまた概念を規定することが極めて難しいこと
でございますので、政府といたしまして、周辺事
態という用語につきまして、ぜひこれを御理解い
ただきたいと思っております。

周辺事態の認定基準等についてのお尋ねがありま
したが、ある事態が周辺事態に該当するかどうか
につきましては、事態の規模、態様等を総合的に勘

起きた場合、そのことが日本の安全保障に直接的な影響を与える場合にのみ周辺事態とするべきだというのが我々の主張であります。その意味で政府見解と矛盾するものではないと考えておりますが、この点についての小淵総理の御認識をお伺いいたします。

次に、周辺事態の認定手続と実施体制について伺います。

法案では、周辺事態の認定に際して、その手続が必ずしも明確ではありません。我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態の認定に当たっては、防衛出動の可否に準ずる国防に関する重要事項として安全保障会議に諮問し、意見を求めるべきであります。また、基本計画を円滑に実施するための体制は、内閣に周辺事態対策本部を設置するなど、総合的な統制、調整機能が発揮される体制とすべきであると考えます。

以上の二点について、総理の御見解をお聞かせいただきたいのであります。

次に、船舶検査活動について伺います。

政府案による船舶検査活動は国連決議に基づく活動となっておりますが、国連による平和活動であるならば、ガイドラインに基づく周辺事態の法体系とは別に位置づけられるべきであります。その場合には、船舶検査を行う区域は、国連のもとで各国と調整しつつ指定されるべきであり、我が国独自の判断で行われるべきではありません。

また、国連決議に基づき、経済制裁を実施あらしめるために、現に行われている船舶検査は、実際にやるやらないは別としても、いわゆる前方威嚇射撃などの強制的な裏づけ措置が認められております。国連の活動として行うのであれば、他の

国連加盟国と同様の活動が行われるような法体系とすべきであると思いますが、総理のお考えをお聞かせいただきたいのであります。

次に、地方自治体の協力規定について伺います。

国家が周辺事態、すなわち我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態と認定し、地方自治体に協力を要請するということは、これすなわち地域住民の平和と安全に重要な影響を与える事態であり、地方自治体が国からの要請に積極的に応じてこれに協力することは当然であると考えますが、周辺事態法案第九条では内容や対象が明確になっておりません。これを明確に規定する必要があるか、総理のお考えをお聞かせください。

次に、国会関与のあり方についてであります。

国会承認とした場合、時間的制約や迅速な対応に支障が生ずるといふのであれば、場合によっては事後承認とするのはやむを得ないにしても、武装した自衛隊を海外に派遣するに当たっては、シビリアンコントロールの見地からも、国会の承認に係らしめることが必要であると考えますが、小淵総理の率直な御所見を承りたいのであります。

次に、邦人救出のための自衛隊法改正案についてお伺いいたします。

輸送手段は政府専用機を優先することとなっておりますが、困難な事情があった場合のみ、自衛隊の他の航空機や艦船の使用が認められておりますが、どのような事態においても臨機応変に活動できるようにするためには、航空機あるいは船舶の使用に際して、政府専用機との間に優先順位をつけるべきではないと考えますが、総理のお考えをお聞かせいただきたいのであります。

日米ガイドライン関連法案は、日本の安全と平和に資することを目的とし、そのために日米の安全保障の協力関係を円滑でより実効性のあるものにする措置を定めたものであり、したがってその早期成立が不可欠であります。

我々は、自民党との間に合意した安全保障の基本的な考え方に基づき、ガイドラインの関連法案についても、よりよいものに修正した上で賛成したいと考えているものであります。また、政府は原案に固執することなく、問題点として指摘された諸点については、各党各会派間で真摯に話し合いを行う中から、よりよい形で修正が図られることも必要であると申し上げ、私の質問を終わります。

(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 東洋三議員にお答え申し上げます。

周辺事態についてお尋ねがございました。この概念は、周辺事態安全確保法案第一条において明確に定義されておりまして、同法案が周辺という概念を、周辺事態と独立して定義していないことは、東議員も御承知のとおりであります。また、周辺事態が生起する地域はあらかじめ地理的に特定できないという意味で、周辺事態が地理的概念ではないという政府の見解につきまして、議員にも十分御理解をいただいているものと認識をいたしておりますが、周辺事態はあくまでも我が国の平和と安全に重要な影響を与える事象であるという点につきまして、東議員が指摘されたとおりと考えています。

船舶検査活動につきましてお尋ねがございました。法案は、新指針の実効性確保のための措置といまして、周辺事態に際する我が国の活動を定めたものであり、船舶検査活動につきましては、周辺事態の対応に限定したものであります。また、これまでの諸外国による実績にかんがみすれば、法案による対応で十分に有効に機能するものと考えております。

周辺事態安全確保法案の基本計画を国会承認にすべきであるという御指摘がありました。後方地域支援等の活動は、基本的には我が国領域及び公海において行われるものであります。その性格は武力行使を含むものではないこと、国民の権利義務に直接関係するものではないことから、迅速な決定の必要性等も含めまして、総合的に勘案いたしますれば、基本計画を国会に運搬なく報告し、議論の対象としていただくことが妥当と考えております。何とぞ国会におきまして、十分御審議をいただきたいと思っております。

最後に、在外邦人等の輸送手段についてお尋ねがありました。当該輸送におきまして要求される迅速性、航続距離、輸送人員等を考慮いたしまして、改正案におきまして、原則として政府専用機によりこれを行うことといたしております。なお、使用する空港施設の状態や当該輸送の対象となる邦人の数等の事情によりまして、その他の自衛隊輸送機や船舶等の使用が可能でありまして、柔軟な運用が確保されていると考えております。

何とぞ、改めて今国会におけるこの法案の早期の成立を心からお願いたしました次第であります。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 佐々木陸海軍。

(佐々木陸海軍答覆)

○佐々木陸海軍 私は、日本共産党を代表して、周辺事態法案など新ガイドライン関連法案、協定について、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

本法案は、日本周辺地域でアメリカが周辺事態への対応として軍事行動を起こした場合、その米軍の作戦行動に日本が協力し、これを支援することを定めた戦争法案であり、憲法九条をじゅうりんとし、安保条約の枠を超える重大な法案であります。

第一の問題は、憲法九条一項を真っ正面から踏みこむに法案であるという点であります。

周辺事態に關してただ一つはつきりしていることは、これが日本が武力攻撃を受けている場合ではないということであり、総理、日本が武力攻撃を受けていないのに、どうして、法案が言うように、自衛隊が海外にも出動してアメリカの戦闘作戦行動を支援することができるというのですか。

歴代政府は、憲法上、我が国が保持する防衛力は、日本が武力攻撃を受けたときに初めて行使できる、すなわち、日本に対する急迫不正の侵害があった場合に限られることなど、自衛権発動の三要件を強調し、集団的自衛権の行使は認められないとしてきました。政府は今回、こうした憲法解釈と自衛権発動の根本原則を覆すというのですか。

か。そうでなければ、周辺事態での自衛隊の領域外への出動は説明がつかないではありませんか。総理の答弁を求めます。

政府は、法案のいわゆる後方地域支援は戦争行為ではないと言いつつ張っています。しかし、後方地域支援の内容は兵たんそのものであります。兵たんの活動が戦闘行為と不可分一体のものであることは、国際社会の常識であります。

日本が米軍に対して行う武器弾薬、兵員の輸送、物資の補給、戦闘航空機を含む武器の補修、整備などなどは、米軍の戦闘作戦行動と不可分の兵たんの活動であり、米軍の戦争行為の一部をなすものであります。総理、こうした活動は、戦争放棄を明記した日本国憲法第九条第一項に真っ向から反するではありませんか。

防衛庁長官、こういう兵たんを、法案が言うように、地域を指定して実施するようにしさえすれば、それが戦争行為でなくなり、憲法違反でなくなるというのですか。そんな主張が国際的に通用すると本当に考えているのですか。

また、これらの兵たん活動が戦闘行為と不可分である以上、これが攻撃対象、軍事目標とされるのは、国際法規やアメリカ自身の戦争法規によっても明白であり、これまた世界の常識であります。外務大臣、そうでないというなら、国際法上の根拠を示すべきであります。

第二に、日本が支援し協力するアメリカの武力行使がいかなるものであるのか、その性格の問題

であります。

周辺事態において日本が支援する米軍の武力行使は、そもそもどういう場合に行われるのですか。その要件は何ですか。総理の答弁を求めます。

総理は、米軍は国連憲章に反する違法な武力行使はしないと繰り返していますが、それでは、米軍の武力行使は、国連憲章五十一条が認める自衛攻撃に限定されるのですか、どうですか。はっきりさせてください。

現実の米軍の行動を見れば、昨年イラクへの空爆を初め、ベトナム、パナマ、グレナダ侵略など、国連憲章を真っ向からじゅうりんする事例は、それこそ枚挙にいとまがありません。しかもアメリカは、国防報告にも明らかなように、自国の死活的利益が脅かされた場合は単独でも武力行使をするということの方針にしているのであります。

総理、周辺地域においてアメリカがこのような行動をとった場合には、日本は協力、支援を一切拒否すると、なぜ明言できないのですか。米軍の不法な戦争、無法な先制攻撃に日本が加担するかどうかの重大問題であり、絶対にあいまいにできません。明確に答弁してください。(拍手)

第三の問題は、日米安保条約の枠を超える重大な改悪であるということであり、政府は、法案が安保条約の枠内であるとしきりに強調して見せています。しかし、日本が攻撃を

受けていない場合に、自衛隊が米軍の戦闘行為を支援して共同の作戦行動をするなどという規定は、安保条約のどこにもありません。安保条約第六条でできることは、米軍が日本の基地を使用することだけです。その基地使用も、無制限ではありません。

ところが、法案では、周辺事態に際しては、米軍が日本の基地から無制限に戦闘作戦行動に発進することを当然の前提としているではありませんか。しかも、その米軍の行動への兵たんを、日本が担うのであります。総理、安保条約のどこにそんな規定がありますか。はっきりさせてください。

一九七八年の旧ガイドラインにおいては、「日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合」、この場合の米軍への支援は、基地使用とそれにかかわる便宜供与までとされてきました。それすらも実際にはできなかったのです。

今回、この旧ガイドラインの日本以外の極東という表現を、新ガイドラインで日本周辺地域と書きかえただけで、どうして自衛隊が日本の領域外まで出動し、米軍を支援できるようになるというのですか。安保条約の実質を変え、枠を大きく踏み破るとしか言いようがないではありませんか。総理、明確にしてください。

第四の問題は、法案が国民の権利義務を制約し、地方自治を踏みにじって、自衛隊だけでな

く、地方自治体と民間を戦争に動員していくもの
だという点であります。

法案によれば、周辺事態に際し、政府は自治体
に必要な協力を求めることができるものとされていま
す。これについて、政府は、一方で強制力はない
というものの、拒否するには正当な理由を必要と
するとしています。それでは、事実上、強制では
ありませんか。

法案はまた、政府が民間にも協力を依頼できる
としていますが、そのもとで、例えば民間運送業
者は、米軍が求めれば、完全武装の兵員を初め、
どんな軍事物資であろうと、どんな場所へでも輸
送させられることになるし、労働者は業務命令に
よって危険な地域にも行かされることになる、こ
れは明白ではありませんか。自治大臣並びに総理
の答弁を求めます。

政府が示した、自治体などに協力を求める項目
リストや、この間、その一端が明らかになった、
米軍の日本政府に対する要求項目の内容を見れば、
新たな基地の提供を初め、港湾、空港の使用
や武器弾薬の保管、輸送など、まさに日本列島全
体が、巨大な戦闘基地、発進基地、補給基地、兵
たん基地として米軍の戦争に動員されていくこと
になるのであります。総理、そうではありませ
んか。だからこそ、多くの自治体や国民から、抗議
と危惧の声が上がっているのではありませんか。
しかも重大なことは、こうした日本の米軍支援
計画、新ガイドラインの相互協力計画が、日米の

軍事レベルでひそかに、詳細に立案され、そのこ
く一部を反映するだけの基本計画さえも、国会に
は事後報告されるにすぎないということでありま
す。国民にも国会にも秘密で戦争計画を立案し、
実行するなど、断じて許されることではないでは
ありませんか。総理の答弁を求めます。

(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 佐々木陸海議員に
お答えを申し上げます。

その前に、先ほど、東洋三議員の御質問に対し
まして答弁漏れがございました。お許しをいただ
きまして、補足答弁をさせていただきますと思
います。

周辺事態に際しての基本計画の策定について
お尋ねでありました。

周辺事態に際しての対応措置の重要性にかんが
みまして、基本計画の決定等に際しましては、安
全保障会議設置法第一条第一項第五号に規定す
る、その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関
する重要事項として、安全保障会議に諮ることと
いたしております。また、基本計画におきまして
は、対応措置の実施のための関係行政機関の連絡
調整に関する事項を定めるなど、総合的な調整を
行うことといたしております。

以上、再答弁をお許しいただきたいと思いま
す。

次に、佐々木議員に対するお答えをいたします
が、まず、周辺事態安全確保法案に基づく後方地
域支援についてであります。

我が国の平和と安全に重要な影響を与える周辺
事態におきまして、事態の拡大の抑制、收拾のた
めに、国連憲章及び日米安保条約に従い行動する
米軍に対し、我が国が後方地域支援を行うこと
は、むしろ当然であり、国際法上何らの問題はな
いと考えております。

周辺事態での自衛隊の領域外における活動に関
する点であります。周辺事態におきまして、法
案に基づき実施することを想定している自衛隊に
よる活動は、いずれも武力の行使に当たらず、か
つ、米軍の武力の行使と一体化しない活動であり
まして、集団的自衛権に関するこれまでの憲法解
釈や自衛権発動の原則に反するものではなく、こ
れらを何ら変更するものではありません。

後方地域支援についてお尋ねがありました。
周辺事態安全確保法案に基づき実施することを
想定している後方地域支援は、それ自体は、武力
の行使に該当せず、また、後方地域において行わ
れる行為であり、米軍の武力の行使との一体化の
問題が生ずることも想定されません。したがいま
して、憲法に違反するものとの御指摘は当たらな
いと思っております。

周辺事態が生じた場合、米国は種々の活動を行
い、まずは事態の拡大抑制や收拾に努めることが
当然想定され、直ちに武力行使するわけではあり
ません。そもそも、米国が合法的に武力を行使す
る場合とは、一般的に、国連憲章第七章のもとで
の安保理の決定に基づき加盟国が武力を行使する
場合を別にすれば、国際法及び国連憲章上の自衛
権の行使として武力を行使する場合であります。

米軍の武力行使と国連憲章五十一条との関係に
ついてお尋ねありますが、米国が合法的に武力
を行使する場合については既に申し述べたとおり
であります。米国が武力の行使を行う場合に
は、こうした国連憲章や国際法上の要件を満たす
場合に限り行われていることは当然であり、このこと
は日米安保条約にも明記されておるところであり
ます。

米軍の軍事行動に関するお尋ねであります。御
指摘の米国防報告の記述は、米軍の軍事力行
使は国益に照らし判断されることを一般的に述べ
たにすぎません。日米安保条約や国連憲章上違法
な武力行使を慎む義務を負う米国が、周辺事態に
際して武力を行使する場合、国際法上合法的な場
合に限られることは当然でありまして、このよう
な場合に、我が国が主體的な判断のもと、周辺事
態安全確保法案に基づき米協力をを行うことは何
ら問題はありません。

周辺事態の際の米国の行動と我が国の協力に関
するお尋ねですが、周辺事態が生じてい

だきたいと思ひます。

さて、私たち社民党は、冷戦後における日本周辺及びアジア太平洋の安全保障を揺るぎないものにするためには、相手に軍事力を振りかざして威圧したり屈服させるのではなく、どんな相手でも忍耐強く対話を求め、軍事力の行使に至らない環境醸成への努力、及び多角的で相互依存的な対外関係をつくり上げていくこそが、まず重要であると主張してまいりました。

ところが、今提出されている法案などは、日本の周辺で行動するアメリカの軍事行動に日本が官民挙げて、ほとんど無条件に協力体制をつくらうというもので、全く逆の方向を目指し、かえってアジアの緊張感を高めるにつながらざるを得ないと言わざるを得ません。さらに、安保体制のグローバル化とも言えましよう。

さて、そこで、総理にお聞きします。韓国の金大中大統領が推進する太陽政策や、ヨーロッパの社民主義政権に採用された協調的安保保障や、国連の経済社会理事会やNGOが主張する人間安全保障など、冷戦後世界に広がるこのような新たな安全保障の潮流を、総理はどのような受けとめていらっしゃるのでしょうか。

総理、あなたは外務大臣として、一九九七年九月、新ガイドラインに合意されました。新ガイドラインは、安保条約の運用方針を定めたものにはすぎないと認識しておりますが、その新ガイドラインの合意を根拠として、実質的な安保条約の改定

につながるような法律を作成することはできないはずで。

安保条約の調印者である当時の岸信介総理、そして後の内閣も維持してきた有権解釈、つまり、不当な侵略が現実に行われ、我が国の平和と安全が脅せられた場合のみこの条約が発動される、その場合を含め自衛隊はいかなる場合においても領域外に出て実力行使することはあり得ないという範囲内であれば、内閣の行政行為としての国際約束はできないはずで。

内閣が、その行政権限を越えて、安保条約で決めてもいないことをやろうとするのなら、まず安保条約の改定を国会に諮り、その批准、承認を求め直すのが筋ではないでしょうか。(拍手)

一体、新ガイドラインは、安保条約の第何条に根拠を持っているのですか。先ほどの答弁で、安保条約の目的の達成のため、これでは答弁にはなっていないと思います。はっきりと第何条か、お答えいただけますか。

また、自衛隊は、自衛隊法第三条、任務において、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛する」と定められています。それなのに、なぜ、専守防衛に任務を限定された自衛隊が、日本の周辺地域に出ていき、アメリカ軍の後方地域支援に従事できるのですか。総理に答弁を求めます。

総理、またあなたは、後方地域支援は武力行使と一体のものではないので憲法違反ではないとおっしゃっているようですが、果たしてそ

うでしょうか。まず、一体、後方地域なんて存在するのでしょうか。

私は、一九九一年一月十七日、湾岸戦争勃発の日、この戦争を目の前で目撃いたしました。この日、私は、約五百人の若者と、民間国際交流団体がピースボートがチャーターしたギリシャの客船オセアノス号で、オマーン沖二百キロの安全航路を航海中でした。突然、そこにアメリカの原子力空母セオドア・ルーズベルト号があらわれ、艦載機を発進させ始めたのです。

このとき私は、ピースボートの責任者の一人として、船長とともに、米軍から、直ちに航路を変更せよという連絡を直接受けました。そのときの理由は、次が問題です、戦闘地区ではないが、アメリカの空母がいるから攻撃対象になる可能性がある、あるというものでした。米軍ははっきりそう言います。この地区は、タンカーや客船が走っているところで、戦闘と一線を画した地域なんです。しかし、攻撃対象の可能性になると言っているわけです。

総理が安全な後方地域があるとお考えでしたら、それは余りにも現実離れした御認識であると私は自分の経験からも考えますが、いかがでしょうか。総理、心の底で、そつだよな、前方も後方も本当はないよなと実は思っているのが総理の責任ら、はっきりとここでおっしゃるのが総理の責任だと思ひます。

また、イラン・イラク戦争の際、安全水域を航

海していて攻撃を受けた世界の船舶は四百十九隻に達し、船員三百三十三人が死亡、三百十七人が負傷、日本関係船舶は十九隻が攻撃され、日本人船員一人の命が奪われています。このような経験から、全日本海員組合の皆さんは、中立国ですら安全は守られなかった、戦争国に加担すればなおさら安全ではないと危惧を抱き、今回の新ガイドライン関連法案などに反対の態度表明をされています。

総理は、このような現場からの声と動きをどのように受け取っていらっしゃるのでしょうか。御自分の言葉で、心に届く答弁をしていただきたいと思ひます。

また、自衛隊法一部改正案は、緊急事態における在外邦人輸送に船舶を使用できるようにするものですが、武器の使用について、自衛官はその事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができるかと規定されています。

明治以来、日本は幾たびか戦争をしています。自国が侵略されて初めて起こした戦争はありません。邦人保護や物資輸送の名目で軍隊がまず国外へ出ていき、その後、全面戦争に至ったという歴史の教訓を、皆さん、私は、再び今こそ思い起こすべきだと思ひます。海外において武力行使を行わないと言ひ切れるのですか。総理、後の歴史に吐責されない御答弁をお願いしたいと思ひます。

最後に、地方自治体との関連でお尋ねします。

地方自治体や民間の協力について、野呂田防衛庁長官は、一般的な協力義務として、協力するのは当然で常識だと答弁されました。これでは、自衛隊が行わない武器弾薬の輸送を民間に肩がわりさせ、地方自治体が管理運営する空港、港湾を米軍に、義務ではないといながらも、半強制的に使用させようとする事になり、いわば国家総動員体制をしようとするもののように感じられます。

日本国憲法は、第八章に地方自治の章を定めているのは、皆さん御存じだと思います。国と地方自治体は対等な関係であって、いかなる場合でも、命令、服従の関係に変えることはできません。今、小淵内閣が地方分権推進一括法案を準備され、さらに、このような分権を推し進めていこうとしていらっしゃるこの時期に、なぜ、地理的に定義さえできない国外における対米軍事協力だけ例外にしようとなさっているのですか。

地方自治体の長が、住民の安全を守るために、管理下にある港湾に危険物を積んだ軍艦が入港するのを拒否したり、公立病院を野戦病院にしないとか異議申し立てをしたりするのは、当然の権利だと考えますけれども、総理は、それは地方自治の範囲ではないと言われるのでしょうか。全国の皆さんが聞いています。はっきりした答弁をいただきたいと思えます。この権限を奪うようであるならば、憲法で規定する地方自治という基本原則を覆す、重大な憲法違反であると考えられます。

このように、新ガイドラインは、これまで政府

が国民に説明してきた安保条約の解釈からも、取り繕えない不整合と飛躍がある上、その実効性を確保する関連法案などは、憲法上重大な疑義がある事実を改めて指摘し、この新ガイドライン関連法案と協定の撤回を求めて、私の代表質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 辻元清美議員にお答え申し上げます。

その前に、重ねて申しわけないことでございますが、賛成の意を表しながら御質問いただきました東洋三議員のお尋ねに答弁漏れがございましたので、お許しをいただいて答弁をさせていただきますと思います。

地方公共団体の協力についてのお尋ねでございますが、本法案では、政府といたしまして、周辺事態に対する措置の緊要性にかんがみまして、一般的な協力義務を定め、求めに依じて、その有する権限を適切に行使用することを期待いたしております。また、協力の内容につきましては、事態ごとに異なるものでありまして、あらかじめ具体的に確定される性格のものではないため、法案の中に規定しておりません。

なお、法案につきまして、特に地方公共団体の関心が高いものと承知をいたしております。政府といたしましては、これまでも要望に応じて、協力の内容等について、できる限り具体的に説明を行ってきたところであります。今後とも、一層

の理解を得るため、さまざまな機会をとらえて、引き続き説明をいたしてまいりたいと考えております。

さて、辻元議員にお答えを申し上げますが、周辺事態安全確保法案の修正についてのお尋ねでありましたが、政府といたしましては、本法案の修正を検討しているという事実はございません。政府といたしましては、我が国の平和と安全にとりて重要な本法案が、早期に成立することを強く期待いたしております。

安全保障政策についてお尋ねでありましたが、御指摘のような種々の動きは、各国が直面するリスクを減少させ、より安定的な安全保障環境を構築する努力の一環という意味で重要であります。我が国としても、日米安保体制を堅持するとともに、域内の信頼醸成のための安保対話や域内協力を通じた、我が国を取り巻く安全保障環境の安定化への努力を継続する考えであります。

新たな日米防衛協力のための指針の、安保条約上の根拠についてのお尋ねがありました。

新指針のもとの対米協力は、日本の平和と安全の確保に資するとの我が国の政策判断に基づくものでありまして、対米関係上、その実施を条約で法的に義務づけられたものではありませんが、我が国が、憲法の範囲内で、その時点で有効な法令に従い、必要な安全保障上の措置をとり得ることとは、主権国家として当然であります。指針のもとの周辺事態における対米協力は、安保条約の

目的の枠内で行われるものであり、条約上明示的な根拠がなくとも、こうした活動を行うことに何ら問題はありませぬ。

自衛隊の任務と後方地域支援との関係についてお尋ねがありました。

自衛隊法におきまして、本来任務以外にも、自衛隊が有する技能や経験に着目をし、国際平和協力業務等の各種の活動を行うことが規定されており、後方地域支援につきましても、周辺事態安全確保法案においてその内容、手続を定め、これに基づき自衛隊が活動を行うこととしたところであります。また、自衛隊が我が国領域内で活動することが許されないわけではなく、自衛隊が我が国領域外においても、本法案に従い後方地域支援を実施することに何らの問題はありませぬ。

後方地域支援についてお尋ねでありましたが、周辺事態安全確保法案に基づき実施することを想定している後方地域支援が、後方地域において実施されることにつきましては、防衛庁長官が、軍事的な常識を踏まえつつ各種の情報を総合的に分析することによりまして、合理的に判断することができると考えております。

周辺事態安全確保法案等の取り扱いにつきましてお尋ねがありました。本法案に基づき我が国が米軍への後方地域支援を実施いたしましたとしても、他国による我が国に対する武力の行使を国際法上正当化させることはありません。

また、本法案等につきましては、政府としても
広く国民の各層の御理解を得られるよう努めてま
いる所存でございます。国以外の者の協力につき
ましては、あらかじめ具体的に確定される性格の
ものではありませんが、安全性につきましては慎
重に判断し、およそ不測の事態が起こり得ない、
そのような危険性がないと考えられる状況におい
て国から協力を求め、また依頼することとなりま
す。

自衛隊法の一部改正につきましては、あります
が、在外邦人等の輸送は、外務大臣からの依頼を
受けて生命等の保護を要する在外邦人の輸送を行
うものであり、武力行使の目的を持つものではあ
りません。また、本改正案に規定する武器使用
は、職務に従事する自衛官等の生命または身体を
防護するための必要最小限度のもので、いわば自
己保存のための自然権的権利といふべきものであ
り、憲法上の禁する武力の行使には当たらないと
考えます。

最後に、地方公共団体の協力についてお答えい
たします。

本法案では、政府といたしまして、周辺事態に
対する措置の緊要性にかんがみまして、一般的な
義務を定め、求めに応じて、その有する権利を適
切に行使用することを期待しております。地方公共
団体の長は、その求めを受けた場合に、その有す
る権限を適切に行使用することが法的に期待される

立場に置かれるものでありますが、その権限の行
使を強制されるものではありません。したがいま
して、御指摘のように、地方自治の理念や憲法に
抵触するという考え方につきましては、私は、何
らそうしたものでないと考えておる次第でござい
ます。

以上、お答えを申し上げます。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いた
しました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて教会い
たします。

午後二時十分散会

出席閣僚大臣

- 内閣総理大臣 小淵 恵三君
- 外務大臣 高村 正彦君
- 文部大臣 有馬 朗人君
- 通商産業大臣 与謝野 馨君
- 郵政大臣 野田 聖子君
- 自治大臣 野田 毅君
- 国務大臣 野呂田秀成君
- 出席政府委員
- 防衛庁防衛局長 佐藤 謙君
- 防衛庁運用局長 柳澤 協二君
- 外務省北米局長 竹内 行夫君

外務省条約局長 東郷 和彦君

○議長の報告

(政府委員承認)

一、昨十一日、伊藤議長は、小淵内閣総理大臣申
し出の次者を、第四百四十五回国会政府委員に
任命することを承認した。

内閣官房内閣情報
調査室長事務代理 橋本 逸男

(政府委員任命)

一、昨十一日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あ
て、十一日議長において承認した橋本逸男を、
同日第四百四十五回国会政府委員に任命した旨の
通知を受領した。

(政府委員解任)

一、昨十一日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あ
て、同日(内閣官房内閣情報調査室長)杉田和博
の第四百四十五回国会政府委員を免じた旨の通知
を受領した。

(議席変更)

一、昨十一日、衆議院規則第十四条ただし書きに
より、議長において議席を次のとおり変更し
た。

- 四三八 山崎 拓君
- 四四〇 加藤 紘一君

(常任委員兼任及び補欠選任)

一、昨十一日、議長において、次のとおり常任委
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任

中山 成彬君

田中 甲君

江口 一雄君

近藤 昭一君

原口 一博君

江崎 鐵磨君

横光 克彦君

米津 等史君

奥田 建君

鵜淵 俊之君

濱田 健一君

科学技術委員

辞任

鳩山由紀夫君

渡辺 周君

補欠

渡辺 周君

鳩山由紀夫君

補欠

渡辺 周君

鳩山由紀夫君

補欠

渡辺 周君

鳩山由紀夫君

補欠

渡辺 周君

鳩山由紀夫君

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件等の題旨説明に対する辻元清孝君の質疑、議長報告

する法律の一部を改正する法律案
中小企業経営革新支援法案
中小企業総合事業団法案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十一年一月三日

内閣総理大臣 小淵 恵三

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の四第二項の表新潟大学医療技術短期大学部の項及び鳥取大学医療技術短期大学部の項を削る。

附則第三項中「二万九十五人」を「二万七十九人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三項の改正規定 平成十一年四月一日

二 第三条の四第二項の表の改正規定のうち鳥取大学医療技術短期大学部の項を削る部分及

び次項の規定 平成十四年四月一日

三 第三条の四第二項の表の改正規定鳥取大学医療技術短期大学部の項を削る部分を除く。及び附則第三項の規定 平成十五年四月一日

(鳥取大学医療技術短期大学部の存続に関する経過措置)

2 鳥取大学医療技術短期大学部は、改正後の第三条の四第二項の規定にかかわらず、平成十四年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(新潟大学医療技術短期大学部の存続に関する経過措置)

3 新潟大学医療技術短期大学部は、改正後の第三条の四第二項の規定にかかわらず、平成十五年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

理由

国立の大学における教育研究体制の整備を図るため、新潟大学医療技術短期大学部及び鳥取大学医療技術短期大学部を廃止するとともに、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成十一年度の職員定員を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立学校設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、国立の大学における教育研究体制の整備を図るため、所要の改正を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 新潟大学医療技術短期大学部及び鳥取大学医療技術短期大学部を廃止すること。

2 昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成十一年度の職員定員を定めること。

3 この法律中2に関する規定は平成十一年四月一日から、1に関する規定中、鳥取大学医療技術短期大学部の廃止に関する規定は平成十四年四月一日から、新潟大学医療技術短期大学部の廃止に関する規定は平成十五年四月一日から、それぞれ施行すること。

議案の可決理由

本案は国立の大学における教育研究体制の整備を図るうえで妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成十一年度国立学校特別会計予算に、約六千五百七十七万円が計上されている。

平成十一年三月十一日

文教委員長 小川 元

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十一年二月二十六日

内閣総理大臣 小淵 恵三

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律(平成十年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

七 警察通信の安全を確保するための機能

八 水災又は地震等の災害の状況を把握し、及びこれらの災害による被害を予測するため

の機能

第四条第一号中「トまで」を「リまで」に改め、同

号に次のように加える。

チ 電気通信をその手段とする犯罪の手段に

関する情報の管理の技術

リ 消防情報の管理の技術

第五条中「定める大臣」の下に「又は委員会」を加

え、同条に次の二号を加える。

五 前条第一号イに掲げる技術及び同号子に掲

げる技術に係る業務 郵政大臣及び国家公安

委員会

六 前条第一号イに掲げる技術及び同号リに掲げる技術に係る業務 郵政大臣及び自治大臣 第六条中「定める大臣」の下に「又は委員会」を、

「(主務大臣の下に)」「(主務大臣が国家公安委員会であるときは、内閣総理大臣)」を、「運輸大臣」の下に、「同条第五号に掲げる業務にあつては郵政大臣又は国家公安委員会、同条第六号に掲げる業務にあつては郵政大臣又は自治大臣」と、「職員」とあるのは「職員(国家公安委員会にあつては、警察庁の職員)」を加える。

第七号中「又は運輸省の試験研究機関」を、「運輸省若しくは自治省の試験研究機関又は警察庁の附属機関」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

高度情報通信社会の構築に資するため、警察通信の安全を確保するための機能を有する電気通信システム並びに水火災等の災害の状況を把握し、及びこれらの災害による被害を予測するための機能

能を有する電気通信システムを特定公共電気通信システムに加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、高度情報通信社会の構築に資するため、警察通信の安全を確保するための機能を有する電気通信システム並びに水火災又は地震等の災害の状況を把握し、及びこれらの災害による被害を予測するための機能を有する電気通信システムを特定公共電気通信システムに追加するほか、所要の規定整備を行うおとするもので、その要旨は次のとおりである。

- 1 公共分野の情報化を推進するため、通信・放送機構(以下「機構」という。)に行わせる特定公共電気通信システムに係る研究開発業務の種類を追加すること。
- 2 機構に追加される業務について、主務大臣を追加すること。
- 3 機構に追加される業務について、国家公安委員会等が主務大臣となること等に伴う機構法の適用について所要の改正を行うこと。
- 4 機構は、1に掲げる業務に関し、自治省の試験研究機関又は警察庁の附属機関に対し

て、必要な助言及び協力を求めることができるとすること。
5 この法律の施行期日その他所要の規定を設けること。

二 議案の可決理由

本案は、高度情報通信社会の構築に資するため、新たに二つの電気通信システムを特定公共電気通信システムに追加しようとするものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。
平成十一年三月十一日
通信委員長 中沢 健次
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

通信・放送機構法の一部を改正する法律案
内閣総理大臣 小淵 恵三

平成十一年三月二十六日
国会に提出する。

通信・放送機構法の一部を改正する法律
通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。
第五條第三項中「増加するとき」の下に「(次項に規定するその他の必要な資金に充てるためその資本金を増加するときを除く。)」を加える。
第三十二條第三項中「受けた財務諸表並びに前

項の事業報告書及び決算報告書を主たる事務所に備えて置かなければ」を「受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、郵政省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければ」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(持分の払戻しの禁止の特例等)

第二条 この法律の施行の日(以下「この項及び第三項において「施行日」という。)前にこの法律による改正前の通信・放送機構法第五條第四項に規定するその他の必要な資金に充てるべきものとしてされた出資第三項において「特定出資」という。)に係る政府の持分は、施行日において、この法律による改正後の通信・放送機構法(以下「新法」という。)第六條第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払い戻されたものとし、その払い戻されたものとされた金額に相当する金額が、施行日において、政府の一般会計から通信・放送機構(以下「機構」という。)に対し無利子で貸し付けられたものとする。
2 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方

法その他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

3 政府以外の出資者は、機構に対し、施行日から起算して一月を経過した日までの間に限り、特定出資に係るその持分の、次に掲げる条件による払戻しを請求することができる。

一 特定出資に係る持分の払戻しは、当該持分に係る出資額に相当する金額により行うこと。

二 機構が出資者からの特定出資に係るその持分の払戻しの請求の申出を受諾したときは、当該出資者が当該持分に係る出資額に相当する金額を機構に対し無利子で貸し付けるものであること。

三 前号の規定による貸付金の償還期間及び償還方法は、前項の政令で定める償還期間及び償還方法と同一であること。

4 機構は、前項の規定による請求があったときは、新法第六条第一項の規定にかかわらず、当該請求に係る持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。

5 機構は、第一項の規定により払い戻されたものとされた金額及び前項の規定により払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

6 第一項及び第三項第一号の規定による貸付金には、新法第三十五条の規定は、適用しない。

(財務諸表等に関する経過措置)
第三条 新法第三十二条第三項の規定は、平成十

年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

理由

通信・放送機構が行う通信衛星及び放送衛星の制御等の業務の一部について、経営の自立化を図るため、当該一部の業務に必要な資金に係る出資資格者から政府を除くこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通信・放送機構法の一部を改正する法律案 (内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、通信・放送機構が行う通信衛星及び放送衛星の制御等の業務の一部について、経営の自立化を図るため、当該一部の業務に必要な資金に係る出資資格者から政府を除くこととに、通信・放送機構の財務内容の公開を徹底するため、貸借対照表及び損益計算書の官報公告等を義務付けようとするものであり、その要旨は次のとおりである。

1 通信・放送機構(以下「機構」という。)が通信衛星及び放送衛星の制御等の業務の一部に必要な資金に充てるため資本金の増加を図るときは、政府は出資資格を有しないこととする。

2 機構に貸借対照表等の官報公告等を義務付けること。

3 これまで通信衛星及び放送衛星の制御等の業務の一部に必要な資金に充てるため機構に出資された政府出資金を払い戻すために必要な事項について定めること。

4 この法律の施行期日について定めること。

議案の可決理由

本案は、通信・放送機構が行う通信衛星及び放送衛星の制御等の業務の一部について、経営の自立化を図るため、当該一部の業務に必要な資金に係る出資資格者から政府を除くこととする等の改正を行おうとするものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

平成十一年三月十一日

通信委員長 中沢 健次

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

ものづくり基盤技術振興基本法案
右の本院提出案を送付する。

平成十一年三月十日

参議院議長 斎藤 十朗

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

ものづくり基盤技術振興基本法案

目次

前文
第一章 総則(第一条 第八条)

第二章 ものづくり基盤技術基本計画(第九条)
第三章 基本的施策(第十条 第十八条)

附則

ものづくり基盤技術は、我が国の基幹的な産業である製造業の発展を支えることにより、生産の拡大、貿易の振興、新産業の創出、雇用の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、国民生活の向上に貢献してきた。また、ものづくり基盤技術に係る業務に従事する労働者は、このようなものづくり基盤技術の担い手として、その水準の維持及び向上のために重要な役割を果たしてきた。

我々は、このようなものづくり基盤技術及びこれに係る業務に従事する労働者の果たす経済的社会的役割が、国の存立基盤を形成する重要な要素として、今後においても変わることのないことを確信する。

しかるに、近時、就業構造の変化、海外の地域における工業化の進展等による競争条件の変化その他の経済の多様かつ構造的な変化による影響を受け、国内総生産に占める製造業の割合が低下し、その衰退が懸念されるとともに、ものづくり基盤技術の継承が困難になりつつある。

このような事態に対処して、我が国の国民経済が国の基幹的な産業である製造業の発展を通じて今後とも健全に発展していくためには、ものづくり基盤技術に関する能力を尊重する社会的気運を醸成しつつ、ものづくり基盤技術の積極的な振興

を図ることが不可欠である。

ここに、ものづくり基盤技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、ものづくり基盤技術が国民経済において果たすべき重要な役割にかんがみ、近年における経済の多様かつ構造的な変化に適切に対処するため、ものづくり基盤技術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、ものづくり基盤技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、ものづくり基盤技術の水準の維持及び向上を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ものづくり基盤技術」とは、工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎用性を有し、製造業の発展を支えるものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「ものづくり基盤産業」とは、ものづくり基盤技術を主として利用して行う事業が属する業種であつて、製造業又は機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造若しくは修理と密接に関連する事業活動を行う業種(次条第一項において「製造業等」という。)に属するも

のとして政令で定めるものをいい、「ものづくり事業者」とは、ものづくり基盤産業に属する事業を行う者をいう。

3 この法律において「ものづくり労働者」とは、ものづくり事業者に雇用される労働者のうちものづくり基盤技術に係る業務に従事する労働者をいう。

(基本理念)

第三条 ものづくり基盤技術の振興は、ものづくり基盤技術が製造業等に属する事業において供給される製品又は役務の価値を高める重要な要素であり、そのものづくり基盤技術はものづくり労働者によつて担われていることにかんがみ、ものづくり基盤技術に関する能力を尊重する社会的気運を醸成しつゝ、積極的に行われなければならない。

2 ものづくり基盤技術の振興に当たっては、ものづくり基盤技術の中心的な担い手であるものづくり基盤技術に係る業務に必要な技能及びこれに関する知識について習熟したもののづくり労働者(第十三条において「熟練のものづくり労働者」という。)が不足していることにかんがみ、ものづくり労働者の確保及び資質の向上を図らなければならない。

3 ものづくり基盤技術の振興に当たっては、ものづくり事業者の大部分が中小企業者によつて占められていることにかんがみ、中小企業者であるものづくり事業者(第十五条において「中小

事業者」という。)(の経営基盤の強化及び取引条件に関する不利の補正が図られなければならない。

4 ものづくり基盤技術の振興に関する施策は、ものづくり事業者、ものづくり労働者又はこれらに関する団体がする自主的な努力を助長することを旨として講じられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、ものづくり基盤技術の振興に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、ものづくり基盤技術の振興に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(ものづくり事業者の責務)

第六条 ものづくり事業者は、その事業を行うに当たっては、ものづくり基盤技術に関する自主的な研究開発の実施によるほか、ものづくり基盤技術に関する能力の適正な評価、職場環境の整備改善その他ものづくり労働者の労働条件の改善を通じて、ものづくり基盤技術の水準の維持及び向上に努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、ものづくり基盤技術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければ

ならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府がものづくり基盤技術の振興に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 ものづくり基盤技術基本計画

第九条 政府は、ものづくり基盤技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ものづくり基盤技術の振興に関する基本的な計画(以下この条において「ものづくり基盤技術基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 ものづくり基盤技術基本計画は、次の事項について定める。

1 ものづくり基盤技術の振興に関する基本的な方針

2 ものづくり基盤技術の研究開発に関する事項

3 ものづくり労働者の確保等に関する事項

4 ものづくり基盤産業の育成に関する事項

5 ものづくり基盤技術に係る学習の振興に関する事項

6 その他ものづくり基盤技術の振興に関し必要な事項

3 政府は、ものづくり基盤技術基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

4 政府は、ものづくり基盤技術をめぐる経済的社会的状況、政府がものづくり基盤技術の振興に関して講じた施策の効果等を勘案して、適宜、ものづくり基盤技術基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

5 第三項の規定は、ものづくり基盤技術基本計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(ものづくり基盤技術の研究開発等)

第十条 国は、ものづくり基盤技術の水準の向上を図るため、ものづくり基盤技術に関する研究開発の実施及びその成果の普及、技術の指導、技術者の研修、特許権その他の工業所有権に関する指導及び情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(ものづくり事業者と大学等の連携)

第十一条 国は、ものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用の促進並びに研究開発に係る人材の育成に資するため、ものづくり事業者と大学、高等専門学校及び大学共同利用機関(以下この条において「大学等」という。)との有機的な連携を図られるよう必要な施策を講ずるものとする。この場合において、大学等における学術研究の特性に常に配慮しなければならない。

(ものづくり労働者の確保等)

第十二条 国は、ものづくり労働者の確保及び資質の向上を促進するため、ものづくり労働者に

ついて、次の事項に関し、必要な施策を講ずるものとする。

- 一 失業の予防その他雇用の安定を図ること。
- 二 職業訓練及び職業能力検定の充実等により職業能力の開発及び向上を図ること。
- 三 ものづくり基盤技術に関する能力の適正な評価、職場環境の整備改善その他福祉の増進を図ること。

(熟練ものづくり労働者の活用等)

第十三条 国は、熟練ものづくり労働者(熟練ものづくり労働者であった者を含む。以下この条において同じ。)の有する技能及び知識の有効な活用並びにものづくり基盤技術の継承を図るため、熟練ものづくり労働者に対する技術指導業務の委嘱等必要な施策を講ずるものとする。

(産業集積の推進等)

第十四条 国は、ものづくり基盤産業における事業活動の効率化、高度化等を図るため、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域における工業団地等の施設の整備、ものづくり事業者の交流又は連携の推進等ものづくり事業者の新たな集積の促進又は既存の集積の有する機能の強化に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、ものづくり基盤産業における新規創業等の円滑化を図るため、ものづくり事業者に対する施設、人材、情報等の提供、資金の円滑な供給等新規創業に係る支援機能の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業の育成)

第十五条 国は、中小事業者の経営基盤の強化を図るため、新たな設備の設置その他資本装備の高度化、生産管理の合理化等に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、中小事業者の取引条件に関する不利を補正するため、その下請取引の適正化に関し必要な施策を講ずるものとする。

(学習の振興等)

第十六条 国は、青少年をはじめ広く国民があらゆる機会を通じてものづくり基盤技術に対する関心と理解を深めるとともに、ものづくり基盤技術に関する能力を尊重する社会的気運が醸成されるよう、小学校、中学校等における技術に関する教育の充実をはじめとする学校教育及び社会教育におけるものづくり基盤技術に関する学習の振興、ものづくり基盤技術の重要性についての啓発並びにものづくり基盤技術に関する知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(国際協力)

第十七条 国は、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすため、ものづくり基盤技術に関し、開発途上地域に対する技術協力等国際的な技術協力の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第十八条 国は、ものづくり基盤技術の振興に関する施策の適正な策定及び実施に資するため、

ものづくり基盤技術の関係者等の意見を国の施策に反映させるための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

ものづくり基盤技術が国民経済において果たすべき重要な役割にかんがみ、ものづくり基盤技術の水準の維持及び向上を図るため、ものづくり基盤技術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、ものづくり基盤技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ものづくり基盤技術振興基本法案(参議院提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、ものづくり基盤技術が国民経済において果たすべき重要な役割にかんがみ、近年における経済の多様かつ構造的な変化に適切に対応するため、その振興に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、当該施策を総合的かつ計画的に推進することにより、その技術水準の維持及び向上を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 基本理念

ものづくり基盤技術の振興に関する施策の基本理念として、ものづくり基盤技術に関する能力を尊重する社会的気運の醸成、ものづくり労働者の確保及び資質の向上、中小事業者の経営基盤の強化及び取引条件に関する不利の補正等を明記する。

2 国等の責務

ものづくり基盤技術の振興に関する施策の策定及びその実施等についての国、地方公共団体及びものづくり事業者の責務について定める。

3 ものづくり基盤技術基本計画の策定等

政府は、ものづくり基盤技術基本計画を策定し、遅滞なく、これを国会に報告するものとする。

4 国の施策等

国は、ものづくり基盤技術の振興に関する研究開発の促進、労働者の確保、産業集積の促進及び中小企業の育成その他の必要な施策を実施するとともに、必要な法制上、財政上又は金融上の措置を講ずるものとする。

5 年次報告

政府は、毎年、国会に、ものづくり基盤技術の振興に関して講じた施策に関する報告書を提出するものとする。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を

超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

国民経済において極めて重要な役割を果たすものづくり基盤技術に係る技術水準の維持及び向上を図るための措置として、本案は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年三月十二日

商工委員長 古賀 正浩

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

ものづくり基盤技術振興基本法案に対する

附帯決議

政府は本法施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 ものづくり基盤技術基本計画を関係省庁の緊密な連携の下で速やかに策定し、ものづくり基盤技術の振興に向けた施策の確立とその具体化に努めること。

二 ものづくり基盤技術の振興に大きく寄与する各種催しについては、国民の理解と関心を深める上での貴重な機会であることにかんがみ、関係機関はその開催に当たり積極的な支援を行うこと。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第七号の発送は都合により後日となるため、第十四号を先に発送しました。)

発行所 東京一〇五八四四五
二番四号 港区虎ノ門二丁目
大蔵省印刷局

電話 03 (3587) 4294

定価

本号一部
送料

料 〇〇五円
別